告示

○外務省告示第四百三号

平成二十二年十月二十二日にベルンで署名された社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十三年十二月十三日にベルンで行われた。よって、同協定は、その第二十九条の規定に従い、平成二十四年三月一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百五十二号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三十三条第二号の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関

信用金庫及び全国を地区とする信用金庫連合会